

小値賀町議会第三回定例会は、平成二十二年九月十四日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九 八 七 六 五 四 三 二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番
横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮
山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎
弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-------|------|------|------|--------|----------|------|--------|------|-----------|---------|
| 町長 | 副町長 | 教育長 | 会計管理者 | 総務課長 | 財政課長 | 住民課長 | 産業振興課長 | 産業振興課専門幹 | 建設課長 | 診療所事務長 | 教育次長 | 農業委員会事務局長 | 農業委員会会長 |
| 山田 | 中山 | 筒井 | 谷良 | 西村 | 中川 | 吉元 | 熊脇 | 蛭子 | 升水 | 尾野 | 尾崎 | 松本 | 松口 |
| 憲道 | 敏章 | 英敏 | 良一 | 久之 | 一也 | 勝信 | 一也 | 晴市 | 裕司 | 英昭 | 孝三 | 充司 | 政之 |

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

岩 大
坪 田
百 一
合 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成二十二年九月十四日（火曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（伊藤忠之議員・立石隆教議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 行 政 報 告
- 第四 一 般 質 問
- 第五 報告第二号 平成二十二年小値賀町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第六 報告第三号 小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件
- 第七 報告第四号 財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件
- 第八 議案第五一号 小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案
- 第九 議案第五二号 古民家島暮らし体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第十 議案第五三号 古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定について
- 第十一 議案第五四号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第十二 議案第六三号 財産の取得について（デジタルカラー超音波診断装置）
- 第十三 議案第六四号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第十四 議案第六五号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 第十五 議案第五五号 平成二十二年小値賀町一般会計補正予算（第三号）

午前十時零分開会

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成二十二年小値賀町議会第三回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、七番・伊藤忠之議員、八番・立石隆教議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から九月十七日までの四日間に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から九月十七日までの四日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道） 皆さん、おはようございます。

町 長

たくさんの方に傍聴していただきまして、ありがとうございます。

本日、ここに、平成二十二年小値賀町議会第三回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項について、ご報告申し上げますと共に、当面する諸問題について所信を申し述べたいと思います。

『消防ポンプ車操法大会』が、八月八日に大村消防学校にて開催され、五月から訓練を積み重ねてまいりました、第三分団が敢闘賞を獲得いたしました。北松浦郡の代表として、訓練の成果を遺憾なく発揮し、その凜とした操法姿勢は、審査員をはじめ、他の市町のチームより賞賛されております。訓練中は、佐世保西消防署署員をはじめ、各分団の皆様や町議会議員の皆様、そして数多くの町民の皆様の応援をいただきましたことに対し、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

大学生が長期にわたって、小値賀の資源を調査し、『しま暮らし』を体験する事業とする『地域づくりインターン事業』を実施いたしました。この事業は、学生達に地域の特色を活かした体験プログラムへの参加を通じて、地方の良さを知ってもらいながら外部から見た感覚で、町における取組への提言や評価を行ってもらい、当町における地域活性化やUインターン促進のきっかけづくり等に役立てるという目的で行なっており、約三週間に渡って受け入れたところでございます。

全国的に、高齢者の生存確認ができないで、年金支給等に問題が発生いたしております。本町では百歳以上で戸籍附票に住所の記載が無い方が十八名おられますが、今後は、法務局の指示により、百十五歳到達時点で「高齢者削除」の手続きをとる予定としております。また、本町に住民票があつて、生存確認が取れない方は、おりませんでした。

今年度から敬老パスが導入され五ヶ月が経過いたしました。これまでに町営船、バス共に、予想より多く利用されております。

グループホームの建設につきましては、建築確認申請に時間を要して、少し遅れておりますが、今月には入札を予定しており、来月には着工となる見込みでございます。

全国的に梅雨明けからの猛暑により熱中症が発生いたしました。本町では死亡に至るケースはありませんでした。健康管理センターと連携しながら、高齢者の熱中症防止に努めていきたいと思っております。

四月からの保健師一名欠員のままとなっておりますが、現在二名の応募があり、来年度の採用に向けて対応を図っているところでございます。また、報道がされております子宮頸がんワクチン接種につきましては、町単独での任意接種として実施する方向で調整を進めております。

七月に町民一斉の海岸清掃を実施し、二トン車換算で五十二台のゴミを回収いたしました。また、空港周辺の漂着ごみを回収する県の『地域グリーンニューデール基金事業』も入札が完了し、近々事業に取り掛かる予定でございます。

今年の米の出来は、四月の低温と六月の日照不足、その後の高温と稲刈り直前の台風の影響で、平年よりやや不良となり、品質も一回目の検査では一等米が無く、すべて二等米でした。

その他の農作物についても六月の日照不足とその後的高温障害のため、収量・品質・価格ともあまり良くありませんでした。

また、宮崎県で発生した口蹄疫もようやく終息し、これからは他の市場に負けない牛作りに期待いたしております。恒例の牛の塔祭及び共進会が九月十三日に行われ、上位入賞牛は、十月二日、田平町で開催される県北地域和牛共進会に代表牛として出品されることになっております。

担い手公社では、四名の研修生と共に農家支援の一環として、ブロッコリー、トマト、メロンの育苗が行なわれており、八月下旬から随時供給を行なっております。

繰越事業となっております古民家事業につきましては、不慣れた工法等で町内の職人さん方には大変ご苦労をお掛けいたしました。島暮らし体験交流施設として整備しておりました『旧はまだ邸』及び『旧こんどう邸』が七月末に竣工、また、地産地消古民家レストランとして整備しておりました『旧ふじまつ邸』も八月に竣工し、『株式会社小値賀観光まちづくり公社』と指定管理協定を締結いたしました。

今後は、これら古民家施設を活用した、観光振興を図ると共に、指定管理者との連携を図っていききたいと思っております。

七月四日、第三十一回関西小値賀会総会において、じげもん販路拡大事業の一環として、当町じげもん振興協議会で継続実施しております『じげもんセット販売』と『インターネット通販事業』のPRと協力依頼を行いました。当町じげもん振興協議会の事業として、支援いたしております『じげもんセット二〇一〇』の第二弾、初秋セットの注文を受け、今月、セット商品の発送を行なっております。又、年末にはお歳暮セットの販売も予定しており、少しずつではありますが、販路拡

大に向け、継続して取り組んでいきたいと考えております。

渡船事業につきましては、昨年度比較的安価で推移いたしておりました燃料が高騰傾向にあり、この先も価格がどのように推移するのかわからない状況ですが、これからも町民及び各種団体と連帯を図りながら利用者へのサービス向上に努め、町民の生活航路として、その責務を果たしていきたいと思っております。

小値賀空港の八月までの利用状況は、ドクターヘリ等による急患輸送と、海上自衛隊機の急患搬送にかかる慣熟訓練が主な利用で、その他、観光目的での民間機の利用がありました。また、空港利活用促進の一環として八月十五日に実施した遊覧飛行につきましては、遠くは神奈川県からの応募者の他、町民や帰省客等の応募があり、昨年のようなエンジントラブルもなく、また天候にも恵まれ大変好評を受けております。今後は、空港存続のための利活用策を更に検討していきたいと考えております。

建設課関係では、前年度からの繰越事業である、『経済対策きめ細かな臨時交付金』関連の道路関係工事を主に発注を行っております。引き続き残事業の早期着工に努力いたします。また、小中学校校舎建設に向けた設計業者をプロポーザル方式により選定するための作業を行っております。

診療所につきましては、二名の医師によりの確な診療がなされております。この夏の記録的な猛暑で、熱中症で入院される患者もいましたが、大事に至らず無事退院されております。福岡市に本部がある青洲会病院からの看護師派遣も二人目となり、看護師業務に大変助かっております。また、六月から行っている理学療法士による運動療法・物理療法等は、外来・入院患者のリハビリ等に期待されております。

国指定の文化財『重要文化的景観』の指定に向けて、二十年度から文化的景観の調査を行なってまいりましたが、平成二十二年七月末に文化庁へ笛吹地区の一部、大島、宇々島等を範囲として、選定申出を行っております。選定されますと長崎県で平戸市に続いて二番目の選定地となります。また、七月五日に世界遺産登録推進について、県知事と関係する五市二町の市長、町長が一堂に集い、世界遺産登録年の目標年度を平成二十六年に定め、関係市町が連携を図りながら世界遺産登録に向けて取り組んでいくことになりました。

また、七月二十七日には、北松浦郡中学校総合体育大会について、佐世保市へ佐々町長と一緒に佐世保市大会との共同開催が出来ないか、お願いに出向きました。直接、佐世保市長とお会いして話をする機会がありませんでしたが、これからも

佐々町と共に協議を続けていきたいと思っております。

昨年度に続き今年度も、アジア水中考古学研究所の主管事業として、前方湾海底遺跡調査が、八月二十日から二十九日まで実施され、今回もイタリア、フランス、韓国の研究者が多数、調査に参加されました。今回の調査では、十二世紀前半の中国の白磁や中世期に作られた、国産の土器などが出土し、改めて、中国との交易がなされていたことが確認されました。また、各地から多数の研究者が集まり、水中考古学の技術交流や文化交流も行なわれました。

議案関係について、申し上げます。

まず、一般会計補正予算であります。今回の補正額は二千七十万円で、現計予算と合算した本年度の一般会計歳入歳出予算額は、二十四億五千四百七十万円であり、前年同期の予算に比べ、四億六千六百三十万円の減となっております。

特別会計補正予算は、下水道事業特別会計他、五会計で、五百三十五万六千円の減額補正となっております。他の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会には、議案十五件、報告三件の合計十八件の審議案件をご提案いたしております。議案の提案理由及び内容につきましては、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これで行政報告を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

二番・加山雅徳議員

二番（加山雅徳） 通告に従いまして質問いたします。

新田地区の耕作放棄地について、農業委員会会長及び町長にお伺いいたします。

本町の中心部に位置する新田地区は、小値賀郷土史によると、「その昔一つの島に分かれ、舟瀬からハシノ浜に至る間が海峡部となっていたと伝えられています。平戸松浦家第十五代・肥前守定は、この海峡部を埋め立てて田地とする工事を起こした。この造田工事は人柱伝説を生むほどに困難をきわめ、そのため多数の牛が犠牲となった。これらの牛を哀れに思

った守定が、新田造田工事が竣工した建武元年（一三三四年）に一字一石経、六万個を船瀬の浜に埋納し、その上に供養塔を建立した。これが現在の『牛の塔』の由来。」と書かれております。

この新田地区の水田の面積は全体で二十一・四ヘクタール、前方地区の畑総整備をした六地区の水田の面積が十四・七ヘクタールと新田の面積の方が六・七ヘクタールもはるかに広いわけでございます。これを考えても大変もつたいない事です。

今のまま放置すれば将来、葎竹や雑草などが、今でも葎竹でいっぱいですが、生い茂り仮に復元してもしばらくは農地としては利用できない状況になるのは必至だと思われます。新田地区を昔のように戻すには地権者だけでは到底解決できる問題ではありません。行政と農業委員会及び地区住民と協同で事を進めなければ無理だと私は思います。

現在の新田が荒廃した理由は四点ほど上げられると思います。

一点目は、深田で機械が入らない。

二点目は、不在地主が多いため休耕田が多く葎竹等が生い茂り、作付けしても維持管理が大変である。

三点目は、高齢化で人力作業が多いため作付けをしたいけど体力的に限界があるため、耕作放棄する。

四点目は、大潮と大雨が重なった場合、新田地区が冠水して被害が出る。

などの理由が上げられると思います。

この様な理由で、耕作放棄するのも分からないわけではありません。しかし、先程申したように、先祖が苦勞して開拓した土地を荒廃させるのは誠にもつたいない事だと思います。可能であればどうにかして昔のように再生し、後生に残していかなければならないと思います。

さて、長崎県農業会議では、八月二十七日付の全国農業新聞で「行動する農業委員会へ」というタイトルで農業委員会の研修内容が載っていました。内容を一部紹介いたします。

「長崎県内の各市町農業委員会では本年六月以降、定例総会などで農業情勢や新農地制度の円滑な推進、重点活動の具体的な進め方などをテーマにした研修会が開かれております。この研修会で出た意見は、耕作放棄地解消対策では、一つ「採算が取れないから農地が放棄されている」、二点目「農地が点在して利用しにくい」、三つ目「もつと基盤整備を進めてほしい」、四点目「所有者不在で集積しにくい。」などの解消対策が思うように進まない等の意見が出された。」と書かれ

ております。また、「新農地制度の周知や推進は農業委員会の役割。国もそのための推進予算を確保しており、農業委員会としても活動の正念場。各委員が認識をしっかりと持ち取り組むしかない。」などの積極的な意見も目立ち始めているという記事が載っております。

そこで、農業委員会の会長にお伺いをいたしますが、農業を取り巻く環境は畜産業においては、先程、町長も申されたとおり口蹄疫の影響による価格の低迷、作物については天候不順による出回り量が減り、収入への影響など大変厳しい状況であります。そのような中で新田地区の二十二町歩もある広大な水田の耕作放棄地の増大が心配されますが、今後の対策についてお伺いいたします。

次に、町長にお伺いします。新田地区については半分以上の土地が耕作不可能な状況になっています。町としての今後の方針についてお伺いいたします。

再質問があれば、質問者席から行います。

議長（横山弘藏） 農業委員会会長

農業委員会会長（松口政之） ただいまの加山議員さんの質問にお答えいたします。

昨年十二月にスタートした改正農地法において国は、「農地は、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとってきわめて重要な経営基盤である。」と位置づけております。

しかしながら農産物価格の不安定や、農業者の減少、高齢化の進行により、全国的に増加傾向にある耕作放棄地を解消することは、食料の安定的な供給を図る上で、また限りある農地を有効に利用する上で、大きな課題となっております。

町にとっても耕作放棄地を解消し、地域農業の振興を図ることが重要な事は、農業委員会も充分認識しております。

農業委員会においては、平成二十年度に町内の耕作放棄地を全筆調査し、その結果を荒れ方の度合いにより「緑」「黄色」「赤」の三つに色分け区別しております。これらを合わせた耕作放棄地の面積は、百四十八・四ヘクタールで、農用地利用計画の農業振興地域面積の二十一・六％を占めておりました。

これらの耕作放棄地を解消するための取り組みとしては、『耕作放棄地解消五ヶ年計画事業』による牛の放牧利用で三・九ヘクタール、平成二十年度から二十三年度まで、担い手公社で実施する予定の『耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業』で十七ヘクタールの対策の取り組みにより、耕作放棄地された優良農地の解消と共に、規模拡大を目指している認定農

業者や新規就農者への集積を推進しております。

さて、新田地区の荒廃状況については、農業委員会としても大変苦慮しているところで、先程述べました耕作放棄地の全筆調査において新田地帯の水田の荒廃面積は、十五・三ヘクタールで、新田地帯全体水田面積二十一・四ヘクタールの約七％となっております。

耕作放棄の原因としては、次のようなことが考えられます。

- ① 埋め立て地であるため排水不良湿田で農業機械が入らない。
 - ② 一筆当りの平均面積が三百八十五㎡と小区画で作業効率が悪い。
 - ③ 全体の筆数五百五十六筆の内百七十三筆、約三〇％が不在地主の農地である。
 - ④ 農業者の高齢化。
 - ⑤ 米価格の低迷。
- 等であります。

本地域は、町の歴史の中で、先人が築き上げた大きな財産であり、町内でも一番大きな水田地帯を、認定農業者や新規就農者へ利用権設定等により有効に活用できないものかと、毎月の農業委員会総会における農地パトロールにおいても度々話題に上がりますが、先程述べました生産基盤の悪さが利用権設定推進の大きな阻害要因になっていることは、ご存知のとおりであります。

しかしながら、新田地区水田の利用を図る上で、「排水の比較的良好な水田においては、畦畔の除去等簡易な基盤整備による耕作面積の拡大ができないか。」「同じ条件でまとまった遊休農地においては、牛の放牧利用ができないか。」「前方郷字加多、ガタ新開方面においては、農地以外の利用ができないか。」「このような利活用が考えられないか、産業振興課と今後協議をしていきたいと考えております。

改正された農地法においても遊休農地対策が強化されております。

その内容としましては、「農業委員会は管内の農地が適正に利用されているかの調査を毎年行ない、所有者に対して適正利用の指導を行なうこと、指導に従わない場合には罰金が課せられること、必要な措置を勧告できること。」となっております。

又、農業経営基盤強化法の改正により、『町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』も一部改正され、担い手公社が農用地利用集積円滑化団体として農地利利用集積円滑化事業を行うことになりました。

これは、担い手公社が管内の農地を一括して引き受けて、まとまった形で認定農業者や新規就農者に貸し付けたり、売買の斡旋を行う仕組みとなっております。

このような遊休農地解消対策については、日々の農業委員の活動や情報紙の『農業だより』等によって、農業者へ周知や指導を行い、新田地区を含め町内全農地において遊休農地を出さないため、ソフト面での対策を農業委員会活動として強化していきたいと考えております。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 二つ目の質問についてお答えいたします。

町としての方針でございますが、当地区のほとんどが個人の農地でございます。それぞれの事情により耕作できなくなり、現在の状況になっております。

耕作放棄された原因から判断して、所有者が自分の力だけで元のような農地に復旧することは、非常に困難で不可能と考えております。耕作を伴わない方法、例えば牛の放牧地などが考えられますが、湿地帯でありますので、これも難しいのではないのでしょうか。

では、行政が個人所有の土地の管理をどこからどこまで介入することができるのか、非常に難しい問題だと考えております。

何を何のためにどうするのか目的が必要です。それに所有者全員の同意が必要であり、事業実施となれば当然、受益者負担が発生いたします。

以上の点からも、今の段階では、町としての方針というものは立てておりません。以上です。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） まずは、農業委員会の会長の方にお尋ねいたします。

今日は大変お忙しい中、出席していただきまして誠にありがとうございます。

先程の答弁の内容につきましてですね、大体そういう答えが返ってくるんじゃないかなということで、私も想定しており

ました。ただですね、理由として私も言いましたが、会長の方もまったく同じような理由で、「機械が入らない」ということで、他、「排水が悪い」等々ですね、利用価値が…。利用価値というよりも耕作をしたくてもそういう状況で、他のところを探すというふうなことになるのは、私も承知しております。これは、町長にも後で質問いたしますが、要は、前も、昨年も九月の定例会でも、この耕作放棄地、新田については質問しました。農業委員会も、『農地法』が今度改正、去年の十二月ですか、改正されているんな取り組みをされているのも承知しております。他の集積しやすいところとか、そういうのは農業委員会がしているのは分かります。農業委員会というよりも、担い手協議会ですか、そこで県の補助金を受けてやっている。「深田やからできない。」という理由も色々あるでしょうばってん、要は、そういう国の農林水産省から出てます『耕作放棄地再生利用緊急対策の概要』ということで、これは執行部の方も会長の方も持っていると思いますが、いろんな交付金があるわけですね。それを利用して、出来るところからやっていくというのは分かるんですが、現在もやっている。せつかくのこういう昨年度、二十一年度からあるわけですから、交付金がですね。新田を私も毎朝、事務所の脇ですから眺めるとですたいな。あまりにもさっき言ったように、もったいないというか、そういう感じがしてならんわけです。そういう交付金があるのに、要するに、ちょこちょこでもやっていけばですね、出来ると思うってすよ。なぜ、担い手協議会で、そういう交付金を受けて、各々やりやすいところはやりよるごたるですけど、そういう新田については、全然手をつけないというその理由をちよつと説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 農業委員会会長

農業委員会会長（松口政之） ただいまの質問ですけれども、新田地区において、もし遊休農地が解消された場合に新田地区においては、米以外に作付けする作物がないということ。それと、現在、米価格も去年からすれば七百円程度、三十キロ当たり下がっております。こうした中で、新田を解消することは事業で出来るかもしれないけれども、農地の需要が供給に逆に追いつかない、そういう状態であります。今後、解消しても引受け手がない、なかなか見つけれませんので、今のところ水田においては耕作放棄地の解消から…。水田においては畑作、畑地の方を優先して水田の方はちよつとまだ進めておりません。なかなか新田については、難しい問題ばかりで、今後担い手を育てて、見つけていく必要があるかと考えております。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 会長の方にですね、あんまり質問するとも酷なところはあると思いますが、これは町長に後でじっくり聞きます。要は今、米・稲作に利用しても価格問題等々から需要がないと。その土地を使ってまで、植えようとする地主がないということでしょうけど、要は、畜産、先程も会長が答弁したとおりですね、あそこをですね、牛の放牧でも別に出来るんじゃないかという話も近隣の牛飼いさんからも話があつとるわけですね。ただ、今さっきも町長も言ったようにですね、不在地主がおる関係でなかなか出来ない、勝手に出来ない。地元におればですね、それはどうにかして相談もすつとでしょうけど、さっき言うた狭地で、昔でいえば苗代田つちゆうかな、ああいう細か一畝か二畝ぐらいの田ばっかりあるけんですね、その事情は分かつとるですよ、私も。だから、利用すると思えばですね、そういう利用する人もおるわけですから、例えば、大掛かりにせんでもですね、例えば今地元地主がおるとこでも和解してですね、牛の放牧でも出来るところは、それなりに交付金を利用してすればある程度は出来るわけですから、是非ですね、米以外の利用もするような形でですね。小値賀の、話はちよつと飛びますけども、中村新田地区というのは『小値賀町景観条例』で重点景観区域に指定されとるわけですね、あそこが。まあ、あの格好を見て葭竹ばかりで、あれが重点景観区域かと私は思うとですけどね。これは後で、町長に質問しますが、いずれにしてもそういうふうな利用価値が色々ありますんで、会長も大変でしょうけど、一つ推進の方、よろしく願います。答弁、一言だけお願いいたします。

議長（横山弘藏） 農業委員会会長

農業委員会会長（松口政之） 牛の放牧についても、一部、使用されております。牛の放牧についても考えておりますけれども、なにせ、ガタからハシノ浜まで高低差がなく大雨のときは水が前面に行渡る状態で、牛をもし放牧した場合に糞とか糞尿が全体に流れて、今現在、耕作している人にも迷惑がかかり、牛の放牧については場所を選んでやる必要があるかと考えております。以上です。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 次に、町長にお伺いいたします。

先程の答弁の内容でですね、「個人の土地であるがため、行政が介入するのは難しい。」と、「牛の放牧についても深田でなかなか難しい。」というふうな答弁やつたろうと思うんですが、まず、先程、会長にちよつと質問したようにですね、交付金があるわけですね。個人では当然、今の状態では出来ないと思います。やっぱり行政がある程度の支援をしてやらな

いと、個人の土地だから云々という次元は通り過ぎていると思うってすよ、あの状況を見ればですね。だから、これは前からそういう他の議員さんも質問されたと思うんですが、ずっとどうにもならんからどうにもならんという話ですか、今まで。だから、放置されてなつてきよるわけですよ。不在地主のところなんかは、今言う農業委員会の会長の話では、それなりに全部調査してある程度の島の地主さんも分かっているとあります。やっぱり行政がですね、行政というよりも町長部局の方がですね、やっぱり動いてやらんと、今のままではですね、おそらくもうあの状態よりもまだ酷くなつてですね、どうにもならんようになると思います。そこら辺ですね、町長の考えをもう一回伺いたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

加山議員さんの言うことは重々分かっておりますし、今ですね、水田が景観条例の最重要地区ということも承知いたしております。そういう中で、今後やはりどういうふうに、あそこをですね、葦竹とか何とかの分をどうするのか、そういうのは今後検討しながら、前向きにですね。ただ、全部が全部を田にする、戻すというようなことはちよつと…。加山議員さんも分かってますように十年前に畑総のときに、あそこを埋め立てをしようとして、泥があるからということで、した経緯がありますが、一部の方から反対があつて出来なかつたというまだ経緯があるわけですが、そういうことで、その葦竹とか色々あいう所は綺麗ですね、景観上、良くないということは十分、分かっておりますので、また皆さんと相談しながらですね、そういう所は綺麗に出来ればというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 一つは町長がおっしゃられたこともですね、「前向きに検討する。」という答弁も分かるんですが、要は、何回もそういう答弁を受けているわけですよ、今まで。

具体的に私の方から提案させていただければですね、今、町長が前、先だって議会でも全協でもあつたと思うんですが、今の診療所の前に旧ターミナルの泥を一万立米入れてるわけですね。あそこも診療所の駐車場ということで県工事ですから、泥はですね。だから全部タダで整地までやつて頂いておるわけですね。それが一万立米が何か県の都合で半分ぐらいしか入つたらんようですが、要は、これからあそこの旧ターミナルの耐震化で残土が二万から三万出ると聞いております。あそこの基盤、今言う耕作していない新田の面積が、先程いくらうち言うたですかね、十五町歩あまりうち言うたですかね。であ

ればですね、一万平米でもいいですたい。一万平米で嵩上げ三十センチしてでも三万立米しか要らんわけですよ。こういうのはですね。それで、表土はその地主がどうかすればいいわけで、それも町単独でやった場合にこれに載っております。これにピシャーッと。交付税措置があります。単独でやった場合。だから、農家の負担というのは、区画整理で圃場整備でやった五%内外で私は十二分に出来る。その基盤を作る土でも、今言うタダで出来る。であればですね、そがんかからんとですよ、金自体は。色んな知恵を出せばですね、そがん難しい話じゃないし、表土が十五町歩、どっからか探ってきて敷き直するぐらいは、それは農家の負担というのは僅かなもんですよ。そこに、暗渠排水とか諸々出てくるとは後の問題としてですね。だから、牛の放牧もしつかり出来る、ひまわりとか植えようと思えばひまわりも植えられる、何でも利用価値が出るわけですね。まして、重点景観区域であれば、当然、畦畔も普及もして、ひまわりでもすみれ、蓮華でも何でもよかったです。葎竹よりもましですよ。私から言わするならですね。そういうことで、やろうと思えば出来ると思うんですよ。だから、その切り口を行政が開けてやると、そしたらですね、その地権者もですね、「そんならやろうか。」というふうになると思うんですよ。だから是非、私はやっていただきたい。町長の考えをもう一回聞かせて下さい。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今、海岸の耐震による残土がたくさんあるということ、診療所の前に駐車場を作ろうと。今、駐車場が狭いということで、バスが横にですね、通行に支障のないように離合所を作ろうということが始まっておりますが、ご存知のとおり、全部埋め立てから何から全部タダでやっております。そういうことで、私がですね、ただ、地権者の方もたくさんおられますが、そういう人達とよく相談しながらあんまりどのくらいまで埋めた方がいいのか、そういうのをまた皆と話し合いをしながら、まだ残土はありますので、それは一遍には出来ませんけども、それから葎竹や葎竹のある所はですね、景観条例にも色々関係がありますので、それは徐々にやるしかないんじゃないかというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 最後に、町長にお願いをしておきたいと思えます。

先程も言ったとおりですね、昨日の牛の共進会ですか、牛の塔の祭りですか、供養ですか。これも町の一環の事業として例年の事業としてやっておりますたいね。牛の塔の供養を。まして、先程から言うように、町の景観条例の中で重要景観区域ということ、かたや新田を見れば葎竹、葎竹の山と。全然、相反しているわけですね。だから、町民が見たときに、や

つぱそういう矛盾したことをやっとするじゃないかというふうには、私は見えると思うつてすよ。だから、一遍には町長が言うごと出来んとは分かります。そういう部局があるわけですから、先程も言ったとおり、担い手協議会でその交付金を一回受けて、それなりの団体等々にやって頂いたりしてというのは聞いております。だから、やり方とすれば、さっき言ったようなことで出来ると思いますんで、是非です、これはやらんとすね、やっぱり……。いくら金がかかってでもすね、金がかかってもと言うたら悪いですけど、後、子々孫々まで残さねいかんという使命もあると思うんですよ。だから、「個人の土地だから、不在地主が多いから、なかなかまとめるのは難しいからどうにもならん。」という話じゃなくしてすね、出来るところからやっつけていけばすね、先程、言ったように、徐々になっていくと思うつてすよ。

来年改選ですから、また町長があれすればすね、またそれなりに誰が町長になつてもすね、これは是非やらないかんことだと思ひますんで、最後に一言答弁いただいて、私の質問を終わります。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 加山議員も承知だとは思ひますが、景観条例に伴つて古民家を再生したという経緯が、知つていると思ひますが、これも国庫補助金等で大半がやったわけですが、そういうことで今度もすね、全部が全部ということじゃないんですけれども、重要地域ということで指定されている以上はすね、少しずつでもその今の不要土です。石とか色々入るわけでございますが、そういうところで埋め立てを出来ればしたいというふうには思つておりますが、大規模な改修とか何とかというのは、今のところ考へておりません。

議長（横山弘藏） これで一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

| | | | | | |
|---|----|----|----|------|---|
| — | 休憩 | 午前 | 十時 | 五十五分 | — |
| — | 再開 | 午前 | 十時 | 五十五分 | — |

（松口政之農業委員会会長退場）
議長（横山弘藏） 再開します。

日程第五、報告第二号、平成二十二年度小値賀町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

財政課長

財政課長（中川一也） 報告第二号、平成二十二年度小値賀町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び同法第二十二條第一項の規定により、平成二十二年度健全化判断比率及び資金不足比率を算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに資金不足比率については、該当いたしません。

実質公債費比率につきましては一八・二％で、前年度と比べ二・五％下がっています。将来負担比率につきましては四九・七％で、前年度と比べ四〇・五％下がっており、いずれも前年度より改善されています。

今後の財政運営におきましても、適切な行財政運営を進め、財政の健全化に努めてまいります。

以上、平成二十二年度小値賀町健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明いたしました。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

松永議員

ただいまの報告に質疑ありませんか。

九番（松永勇治） 今の説明では、十分大丈夫だということですけども、将来負担比率が九〇・二から四九・七％、これは公債比率なんかも実質公債比率なんかも下がって、起債の借入れも少なくなっておりますので分かりますけど、四〇・何％か下がっておるわけですね。その内容について、説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃったように、起債残高が大きく繰上げ償還等で地総債、運動公園関係の地総債とか、あの辺が減っておりますので、その関係でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第二号、平成二十二年度小値賀町健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

日程第六、報告第三号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） 報告第三号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件について、説明いたします。

小値賀交通株式会社は、バス路線運行の確保を図り、もって地域住民の福祉の向上に資することを目的として、平成四年八月三十一日に第三セクターとして設立され、同年十月一日からバス運行を開始し、現在まで運行を継続しております。

資本金は二千万円で、その内の八五%の一千七百万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出し、報告いたします。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑ありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 事業の概要についての報告がなされておりますが、ここに運送収入の減収というのが書かれております。

全体では、一二・八%の減収となっているというふうに書いてあります。中々人口が減ってきている、利用者が減ってきている中で、こういう状況というのは致し方がないというふうに思いますが、少しでも営業努力をしていってもらわないと、町からの持ち出しが非常に多くなってくるという今後の状況が心配になります。

そこで、今後の収入アップですね、他の運送収入だけでは、中々難しいとすれば、他の分野での増収の取り組みとか、そういうものは会社としては考えているんでしょうか。状況を伺います。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

立石議員さんのおっしゃるとおり、努力はしているつもりですが、中々収入として上がってこないのが現状であります。昨年の主な減収等の原因といたしましては、年六回、小値賀であつておりました牛市が宇久の方へ行つたこととか、学生さん達がたくさん来た折の臨時運行の減少とかが主な原因でございますけれども、今後のそれ以外の小値賀交通としての営業的な方針としましては、今、工事中でございますけれども、霊柩車の運転の小値賀交通への移譲、それとか民間との共有性もこ

ございますので、全部が全部、小値賀交通というわけにはいかないかもしれませんが、観光客あたりが今から段々増えていることとかを視点としまして、レンタカーあたりの出来ればその辺も一つ踏み込んで経営の方へ回したいというふうには考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第三号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告を終わります。

日程第七、報告第四号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司） 報告第四号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件についてご説明いたします。

財団法人小値賀町担い手公社は、平成十三年三月二十八日に設立され、指導員及び研修生で、農業の振興のための育苗や実証展示・新規就農者の育成等を目的として活動をいたしております。

その内容につきましては、報告書記載のとおりでございます。

公社の資本金は、二千五百万円で、その内の八〇%の二千万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出して、ご報告いたします。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑ありませんか。

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） ここにですね、平成二十二年度分の担い手公社の事業計画、二十二頁に載っておりますが、私は二十四頁の七番目の町作業受託事業の中で、今回二十二年度から「労務作業員の雇用保険等への加入」についてとあります。これ

で私は一部の人からですね、「雇用保険に入っていたんですけども、日数が何日か足らなくて雇用保険を受けられなかった。」ということも聞いておりますけども、この点についてお伺いします。

議長（横山弘藏） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司） お答えいたします。

作業受託につきましては、班長以下六名の体制で町からの委託事業、或いは民間からの委託の仕事をしておりますけども、伊藤議員さんがおっしゃられるような雇用保険を受けられなかったというのは、多分、緊急雇用対策で耕作放棄地関係の仕事をしていただいた二名の方だと思っておりますけども、その場合の緊急的な雇用なんで、その前に仕事をされた仕事の関係とかそういうことで…。雇用保険の申請事務につきましては、商工会の方に指導とか事務をしていただいているんですけど、その関係で、前職の関係で雇用保険が受けられなかったということはお聞きしております、「何とかとれるように出来ないか。」ということで商工会辺りにも連絡したんですけど、「ちょっと無理です。」というふうな報告を受けております。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） 続いてですね、二十五頁に関するところで、ピーナツツの「加工指導については、納島農家より指導を受ける」ということになっておりますけども、これは去年一昨年ですかね、私はまだ産建の時に納島に向いて、色んなピーナツツの指導ができないかどうかということをお伺いした時には、ちよつと難しい返事でしたので、どこまで納島の農家の人と話し合いをしてきたのか、お伺いします。

議長（横山弘藏） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司） お答えいたします。

落花生・ピーナツツにつきましては、町全体で、特に納島で連作障害とか生産者の高齢化等によって、落花生の生産量がかなり落ち込んでおります。納島の方々もそういうことで需要に追いつかないというふうな状況で、町内の販売店におきまして、もう酷い所では「年内で無いよ。」というふうなこともありますので、何とかこの落花生をですね、面積を拡大したいというふうな思っております、実は公社でも耕作放棄地を解消しまして、その跡地に今年は四反程、落花生を作付けしております。間もなく収穫に入るわけですけど、指導につきましてはですね、納島の一番大口の方が農業委員さんですけ

ども、農業委員会の日々の総会の折とかも色々相談しまして、「是非加工については指導をお願いしたい。」ということ、「引き受けます。」ということ返事を頂いております。

それと、今あの「皮むき」の落花生・ピーナッツが主流なんですけれども、公社の方としましては、今あの商工会の全国展開事業でラッピングとか何とかの指導をしていたらいいんですけれども、福岡の方々からはですね、会社が福岡ですけど、「皮むき」も必要ですけど、もっと量を減らしてですね、「殻付」で出すような形でも販売戦力の一つじゃないかというふうなご指導を頂いておりますので、「皮むき」と「殻付」の二つの方法で今、試験的に栽培しております落花生については、販売していきたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 担い手公社は、担い手育成が目的でありますけれども、あと収益事業の中に苗販売とか最近始めた加工品の販売がございます。その加工品の販売についてお伺いします。

加工品の販売はですね、昨年切り干し大根の販売を試みにやっております。しかし、中々色々問題があったんでしよう、途中で引き上げて、観光協会あたりで引き上げてしまいましたけれども、その理由についてお伺いします。

議長（横山弘藏） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司） お答えいたします。

大根につきましても、耕作放棄地で解消した農地に種を蒔きまして、約一反、十三アールぐらいですけど、漬物とか切り干し大根とか色々な加工の方法で試みました。もちろん青果でも販売したわけですけど。切り干し大根につきましては、「生干し」であります、西海市辺りでは「湯で干し」で販売してまますけども、かなりの大根が豊作で切り干し大根「生干し」での加工を試みました。量がかなりあったものですから、県の経済連の方に「切り干し大根は要りませんか。」ということ尋ねたんですけど、「湯で干し」ならば需要はいくらでもあるけども、「生干し」については中々惣菜屋とかその辺しか一部しかないのでは中々引き取れないと。また、値段についても、とてもじゃないが出せるような値段じゃなかったものから、それなら自前で販売しようということ、今そのまま置きますとカビが生えたりしますので、農協の予冷庫を相談しまして、農協の予冷庫に何ヶ月か置きまして、「ブロッコリーの出荷等が始まる時に邪魔になるので出して下さい。」ということでしたので、今も担い手公社の小さな予冷庫の中にストックしております。まだ二百キロぐらいは残っております。こ

れも、それぞれの「じげもん祭り」とか「産業祭り」或いは、町外での物産展辺りにも、「じげもん班」の方にも協力を頂いて販売しているというような状況であります。また、今年も耕作放棄地がかなり保全管理する農地がありますので、その後大根の作付けをしたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 切り干し大根にこだわるわけではないんですけども、県に持って行ったら「湯で干し大根は利用価値があるけれども、切り干し大根はあんまりなかった。」というような返事でした。事前にです、切り干し大根の「生干し」が売れるのか、茹でるのがいいのかというような事前協議みたいなことは、おそらくしとったんでしようけども、経費ばかりかかって、いざ作ってみたところ販売が出来なかったというようなことでは、収益事業というところからなかなか採算が合わないじゃないかというような批判を受けるんじゃないかと思えますけども、それについてはどう思いますか。

議長（横山弘藏） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司） はい。その辺については、まったく事前に販売先とあたって大根を作付けたというふうな状況じゃなくて、とにかく担い手公社としては収益事業もですけども耕作放棄地の解消対策として、そのまま置いておきますとまた年に何回も草を刈ったり、ロータリーをかけたたりしなければいけないということで管理費がかかりますので、借り手が見つかるまでの間、担い手公社が中間管理をしていくという中で、何かを作付けするということふうな意味合いでの作付けも行っておりますので、言われれば確かに販売先とか値段を決めてから作付計画的に行なわなければいけないというようにすることも確かに分かりますけど、耕作放棄地における作付けにおいてはその辺まではちよつと考えて協議をしてから作付けをしている状況にないと、今のところですね。

ただ、今おっしゃるように収益事業においては、その収益を上げるような事業を展開しなきゃいけないということは、十分認識しております、古民家でまちづくり公社が行っております「レストラン」等につきましてもですね、料理長の方から、「こういう作物を作ってほしい。」というふうな要望があつて、秋の方からはそういう作付けを行うというふうなことで、計画的に栽培をしていこうと、そして収益を上げていこうということは、徐々ではありますけども取り組みをしていこうとしております。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 補助金が決算では一千五百二十万、一千五百万ぐらいありますけども、いずれにせよ、出来るだけ補助金に頼らないというような体質を、しかし一方ではそういう休耕地の荒地をどうにかせんばいかんというような、そういうような一種、公共性も持っております。けれども、収益事業についてはですね、ある程度しっかりした開発目標額とそういうのを設定してどうすればどう利益が出るのかというような方向性をもつとですね、そういう協議を立ち上げて、そしてその中でしっかりと関係団体との話をしていくのが大事ではないかと思えます。単に、「自分達はそういうような努力も、補助金を減らす努力もしています。」ということも分かりますけども、はっきりしたそういうふうな利益目的というような商売的な感覚でやってほしいと思えます。これについてどう思えますか。

議長（横山弘藏） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司） 一般会計、公益事業につきましては、農業の後継者を人間を育てるということですので、金がかかることについては、致し方がないと考えていますけども、収益事業につきましては、あくまでも収益を求めていくというふうな事業を展開しなきゃいけないと思っておりますので、内部におきましても収益事業七つの事業がありますけども、それぞれ収入支出を精査して、「これはどこに問題があるのか。」「こういう作物については、もう外したほうがいいんじゃないか。」「とそういったことについては、公社の内部での検討は、予算決算の途中でとか、今も実施しております。今後もしそういうことはして行きたいと思っておりますし、ご存知のように法人改正が一昨年の十二月から始まりまして、五年間のうちに公益法人に行くのか、一般の法人、社団に行くのかということを決めなければ、解散をしなきゃいけないようになっておりますので、公社の理事会におきまして、どっちに行くかということを協議して、今のところ一般財団の方に移行しようというふうな計画をしておりますので、尚更、今から先はですね、そういった収益事業についてはそれぞれの十分に検証していかねばならないというふうな考えておりますので、今後も理事会或いは産業振興課の中の担当課長・係長を含めてですね、そういったことについても色々ご意見を伺いたいというふうな思っております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑ありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 先程の一般質問にちよつと関連してですが、二十四頁ですね、これの「耕作放棄地の復旧保全、五ヘクタール」というようなことが載っております。二頁には、また八・三ヘクタールと書いてあるんですが、これの何か違いがあるんでしょうから、あると思えますんで、その説明とですね、それと場所をどこの場所を復旧するのか、その場所。もう

一つ、三点目、担い手協議会ですね、一回交付金を受けてこういう耕作放棄地の解消に充てると思うんですよね。そこから辺の一連の県から交付金受けて、担い手協議会の方でそれをそういう色んな団体に実施していただくという、そういう方向でやっと思うんですが、その担い手協議会のちよつと説明をですね、詳しくお願いします。以上、三点をお願いします。

議長（横山弘藏） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司） お答えいたします。

まず一点目の二十四頁の耕作放棄地のこれ二十二年度の計画ですけど、今年は五ヘクタールを復旧する計画であります。それと、二頁の八・三につきましては農作業受託で、担い手公社が持つてます農業機械で、年取った農家の方から「あそこの畑を耕してほしい。」とかそういう田んぼを受託する面積で、この中には耕作放棄地ですね、まず竹とか草とか伐採して、そしてそのままでは借りる人がまた苦勞しますので、大きい木を伐採した時には根をユンボで掘ったり、竹を鋤で鋤き起こしたり、そういう場合には「公社のトラクターを使って鋤き起こしますんで、鋤き起こした状態で作って下さい。」というふうなことでやります。それを含めた面積が八・三というふうなことです。

それから場所につきましてはですね、耕作復旧しても先程の一般質問との関連もありますけど、借り手がいなければ、それは担い手公社が借り手が見つかるまで保全しなければいけないですね。それで年に何回も草を刈らねいかんということになりますので、復旧する農地は農業委員さんの現地パトロールの中で見てもらいまして、これは例えば隣に認定農業者が草を作って、「この畦畔を取っ払えば、ここで面的に集積できるよ。」とそういうふうな状況の耕作放棄地と、先程、農業委員会会長が二十年の調査で「赤」とか「黄色」とか「緑」とか言いましたけれども、「黄色」と「緑」の農地、要するに草を簡単に払えば、竹を払えば農地に復元できる、そういう農地についてを対象に農業委員さんで現地を確認していただいて、耕作放棄地として復旧するというふうなことをしております。

それから、小値賀町担い手育成支援協議会、これにつきましては、事務局長は産業振興課の専門幹です。それで、この耕作放棄地のお金につきましては、交付金と違います。県の緊急雇用対策関係のお金で、それで地元の方で耕作放棄地の農地の作業員を二人ないし三人雇って、そして復旧することですので、小値賀町担い手育成支援協議会の方とは、今農業委員会がやっている耕作放棄地解消対策については、まったく別です。先程から一般質問で出ていました国とか県の耕作放棄地関係の支援事業、これにつきましては、小値賀町担い手育成総合支援協議会、そこが窓口になってそこに交付金が入っ

てそれぞれの仕事をするというような形になりますので、うちの担い手公社でやっております耕作放棄地関係とはまた別であります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑ありませんか。

土川 議員

三番（土川重佳） ただいまの加山議員にちよつと関連しての質問ですけども、さつき受託事業で田んぼの作業等なんかの高齢者の「田んぼをちよつと混ぜてくれ。」と言えば行なっていますね。その『小値賀大地』とのすみ分けですかね、畑と田んぼとの区分けつちゆうとはちゃんとやっているんですかね。そこを…。

議長（横山弘藏） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司） はい。すみ分けはしております。基本的に水田と飼料作物につきましては『小値賀大地』、畑の野菜関係そういったものについては『担い手公社』ということ、『大地』の方とすみ分けを行なっております。値段的にも『小値賀大地』と『担い手公社』は受託料金は同じであります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第四号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告を終わります。
しばらく休憩します。

| | | | | | |
|---|----|----|-----|------|---|
| — | 休憩 | 午前 | 十一時 | 二十五分 | — |
| — | 再開 | 午前 | 十一時 | 三十七分 | — |

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第八、議案第五一号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（吉元勝信） 議案第五一号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案について説明いた

します。

この度の改正は、長崎県福祉医療費補助金実施要綱の一部改正により、対象者が父子家庭まで拡大したことと高齢者医療にかかる身障者適用に関連した改正であります。

新たに対象となる父子家庭の父と子の定義といたしましては、第二条第五項及び第六項で定められておりますが、母子家庭とほぼ同様な取扱いとなっております。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成二十二年十二月一日診療分から適用するとしております。

なお、最後に条例及び規則の新旧対照表を添付いたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 今回の改正で、二十二年十二月一日以後の診療にかかる医療費から、新たに父子家庭における父と十八歳未満の者又は高等学校に在学する二十歳未満の監護されてる子が支給対象となっておりますが、これは本当に結構なことだと思います。それで支給対象となる父と子の対象者の数をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

現在把握している段階では、お父さんの方が三人、子供さんの方が五人というふう把握しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） これによる福祉医療費の支給額は、お医者さんに掛かってからの額によるものですから分からないと思います。すけども、この財源としては、町単独じゃなくて国・県の補助があるわけですね。その補助率をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

母子家庭に沿ってですね、試算してみますと約七万五千円から七万六千円だというふう推計されます。それでこの分の

二分の一が県の補助金ということになります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

一番（宮崎良保） 質問をします。

宮崎議員

確認ですけれども、「高等学校に在学中の二十歳未満の者」ということになっておりますけれども、高校を卒業しても二十歳未満というのは該当しないんですね。お伺いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 基本的にはですね、高校生に在学中の二十歳未満ということでございますので、二十歳を超えている場合については、この制度は該当しませんので。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五一号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五一号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決され

ました。

日程第九、議案第五二号、古民家島暮らし体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） 議案第五二号、古民家島暮らし体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由についてご説明いたします。

今回の改正は、『株式会社小値賀観光まちづくり公社』が、小浜町の旧『まつなが邸』の施設整備を進めてまいりましたが、『まつなが邸』を体験交流館として今後事業を展開するには、規制緩和のための要件として、建物を公社と町の共有財産とし、町の持分は二分の一以上とすることが必要との県の指導がありましたので、公社より二分の一の寄附を受け、『公社』五十、『町』五十の持分とする所有権一部移転の登記を行いました。これによりまして、本条例を改正する必要があるため、ご提案申し上げます。

改正の内容につきましては、第二条に『まつなが邸』を新たに追加し、第二条の次に『まつなが邸』に係る建物の権利を明記して、第三条とし、第三条から第十四条までをそれぞれ一条ずつ繰り下げるものです。附則といたしまして、本条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 第三条、二項の「前項の共有の持分の割合は、次のとおりとする。」ということですが、提案理由が示されましたけども、傍聴者もいらっしやりますことですし、もう少し詳しく内容の説明をしていただきたいと思えます。

議長（横山弘藏）

産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

これまで第二条の中には、柳の『こんどう邸』と笛吹の『はまだ邸』がありましたけども、今回、その二条の中に『まつ

なが邸』を新たに明記するものでございます。

それと以前は第三条で古民家の指定管理者に関することとかを明記して取りましたけども、今回、この『まつなが邸』にかかる権利を新たに第三条として挿入し、これまでであった第三条から第十四条までを一条ずつ繰り下げるものでございます。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 私が説明してもらいたいののはですね、なぜ百分の五十を『町』、『公社』が百分の五十と、他の二つの『こんどう邸』『はまだ邸』についてはそういうことはありませんけれど、『まつなが邸』だけこういうふうになったっていう、その理由をお尋ねしているわけです。

議長（横山弘藏）

産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

『こんどう邸』と『はまだ邸』につきましては、町の持ち物でございますので、この規制緩和ということで、町の持ち物ということでは民泊の特例として認めていただいております。この『まつなが邸』につきましては、『まちづくり公社』の方の所有となっておりまして、民泊の特例としてなかなか認めることができないというふうな県の指摘がありまして、今度の規制緩和のための要件としまして、持分を町が二分の一持つということで、この民泊の特例として認めていただくという事になったわけでございます。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 今、松永議員と一緒に質問ですけども、『小値賀町』が百分の五十、『株式会社観光まちづくり公社』が百分の五十と。この場合、自然災害の時のすみ分け辺りはどういうふうに考えているのですか。

議長（横山弘藏）

産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

この施設も、『はまだ邸』『こんどう邸』と同様に台風などが起きた場合の大きな災害につきましては、町の持ち物が半分、共有財産ということもございますので、その辺は『公社』の方とよく協議をいたしまして負担割については話し合っていくきたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） この『まつなが邸』につきましては、本来分かりやすい形であれば、『観光まちづくり公社』が所有、小値賀町から無償譲渡を受けたわけですから、受けて民都機構からのお金を基本といたしまして、整備を民間ですという形をとったわけですが、「それでは宿泊等が認められない。」と、「宿泊業をやることが認められない。」と、色んな問題が発生したということがあって、県の方とすればそれを認める特例として「町が半分持つと、所有になるということ」をすれば認めましょう。「という特例があったということであつたことですか。ですから、先程の質疑に対する答弁も若干難しいところが実はあります。」

そこで、一つ二つお聞きをいたしますが、一つ目です。あそこは古いままであれば、さほど大した評価額にはならないと思いますが、新しく言いますか、手を加えてですね、かなりのお金をつぎ込みまして宿泊施設『体験交流館』として整備をいたしました。そうすれば、あの建物の価値は上がるということが考えられます。仮に、財産価値として一千四百万以上だと、もし考えられるとすれば、半分は七百万になります。その七百万になると議会において、それを『観光まちづくり公社』から『町』に寄附してもらおうときには、『財産取得』の重要な財産の取得、処分についての議決ということに引っかけられます。即ち議決が必要だということになります。それ以内であれば、もちろん議決は必要ではありませんから町長の裁量で出来るということになります。そこで、まだ固定資産としての評価がなかなか出来ないと思いますが、粗方考えるところですね、一千四百万以上になるのか、以下であるのかその辺のところはどう考えたのかということが一点であります。

それからもう一点は、「負担付の寄附又は贈与は議決を経なければならぬ。」というふうになっております。先程の答弁で、もし負担付だということが先の条件にあるとすれば、これもまた先に議決が必要だという議決条項になります。その辺のところのこの二点についてお伺いをします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

一点目の件につきましては、『財産の取得』ということと総務課の管轄になりますので、お答えさせていただきます。『まつなが邸』につきましては、現在、固定資産の評価をしている途中でございます。どれだけの資産になるのか分かりませんが、昔のままの材質をそのまま使ったり、新しい物を使ったりしておりますので、その資産価値としましては、大体予測としまして、大体一千四百万を超えることは無いのじゃないかなというふうに考えておりますので、今回は出して

おりません。もし、この結果によりましてですね、一千四百万を越すようであれば、新たに上程させていただくということでございます。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） 二点目の負担付の寄附又は贈与についてお答えいたします。

町の方へ寄附された物件につきまして、一定の条件が付けられまして、その条件に基づいて、その後、法的な義務を負った場合、町がそれを履行しない場合には頂いた贈与の物件に多大な影響を与え、又は返還義務を生じるようなものであること、また町にとりまして将来そのことによりまして、大きな財政的な打撃を受けるとかそういうものがあれば、負担付の寄附ということで議会の承認を得なければなりませんけれども、今度の場合は、単に用途のみを指定された寄附と捉えまして、議会の議決は必要が無いというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五二号、古民家島暮らし体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五二号、古民家島暮らし体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第五三号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第一百七十七条の規定によって除外に該当しますので、小辻議員の退場を求めます。

(小辻隆治郎議員退場)

議長(横山弘藏) 本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長(熊脇一也) 議案第五三号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

地方自治法第二百四十四条の二、第六項及び、古民家島暮らし体験交流館の設置及び管理に関する条例第四条の規定に基づきご提案するものでございます。

それでは、内容を説明いたします。

管理を行わせようとする施設は、先程議案第五二号でご承認をいただきました、小値賀町笛吹郷一三九六番地の古民家島暮らし体験交流館、『まつなが邸』で、この施設は『観光まちづくり公社』二分の一、『町』二分の一の共有財産で、名義上、町の持分が二分の一あり、指定管理者を指定する必要がありますので、ご提案するものです。

指定管理者にしようとする団体は、小値賀町笛吹郷二七九一番地一三の『株式会社小値賀観光まちづくり公社』で、その指定の期間は、平成二十二年九月十五日から平成二十七年三月三十一日までとしております。

本事業に関する指定管理者の選定につきましては、建物の二分の一が『小値賀観光まちづくり公社』の持分であり、体験交流館の指定管理者としての運営・管理の体制が整いつつあること、また、同一建物の指定管理者が異なった場合、運営・管理の面で不都合が生じる事、合わせまして、この選定候補公社が、交流館の利活用事業の展開を行う事で、周年を通し交流人口の増加に繋がる事が考えられる事から、今回選定が適当だと思われまます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五三号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五三号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

| | |
|---|---|
| — | — |
| 再 | 休 |
| 開 | 憩 |
| — | — |
| 午 | 午 |
| 後 | 後 |
| — | — |
| 零 | 零 |
| 時 | 時 |
| — | — |
| 零 | 零 |
| 分 | 分 |
| — | — |

（小辻隆治郎議員入場）

議長（横山弘藏） 再開します。

これより、しばらく休憩します。

議長（横山弘藏） 再開します。

— 休憩 —
— 再開 —
午後 零時 零分 —
午後 一時 二十八分 —

日程第十一、議案第五四号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（西村久之） 議案第五四号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、説明いたします。

平成二十二年三月三十一日をもって、県央広域圏西部地区塵芥処理一部事務組合が解散したことに伴い、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じたので、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から、この組合を減じるものでございます。

この協議につきましては、地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五四号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五四号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第六三号、財産の取得についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 議案第六三号、財産の取得について、ご説明いたします。

本案は、診療所において、デジタルカラー超音波診断装置を購入するものでございます。

現在使用しているカラー超音波診断装置は、平成十一年に購入し、導入から十年を経過し、老朽化が著しく、最近では装置の画質等が不安定になっており、診断への影響が懸念される状況にあります。また、昨今の急速な技術革新に伴う電子部品の改廃・生産中止により、修理部品も生産中止になっているため、長崎県へき地診療所設備整備費補助金と辺地債の適債事業として今回更新するものです。

去る九月十日、五社による入札の結果、『山下医科器械株式会社佐世保支社』が七百三十万円で落札し、落札価格に消費税を加算した額七百六十六万五千円で契約を締結したので、地方自治法第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、本案をご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） これはお尋ねでございます。診療所会計の二款・医業費、一項・医業費ですね、十八節・備品購入費で医療機械購入費の一千六百六十八万円計上されているようにすけれども、取得額が七百六十六万五千円ということでございます。差金が九百一十五千円についてお尋ねをいたします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

電動ベッドを一台と回診用エックス線撮影装置を購入予定でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 他に購入機械があるということですね。備考欄にただ「機械購入費」としているもんですから、他にそれを書いとってもらえれば分かるんですけども、ただ「機械購入費」として一千六百六十八万上がっていたものですか、お尋ねしたわけです。分かりました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六三号、財産の取得についてを採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第六三号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第六四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(山田憲道) 議案第六四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について、ご説明いたします。

貞方委員が、本年九月末日をもって任期満了になります。人柄につきましても、皆様ご承知のとおり大変まじめで、人のお世話もよくされ、教育にも熱心でございますので、適任者だと考えております。

再任をお願いしたいと思いますので、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

議長(横山弘藏) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第六四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第六四号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第十四、議案第六五号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(山田憲道) 議案第六五号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、ご説明いたします。

地方税法第四百二十三条第一項の規定により、固定資産評価審査委員会が設置されており、この委員会の委員の選任については、同条第三項の規定により、議会の同意が必要でございます。

立石英雄氏は、担い手公社理事や和牛部会長、指導農業士として農家の厚い信頼を得ておられます。かつて国土調査事業にも従事されており、固定資産評価審査委員会委員として、適任者だと思っております。

同意していただきますと、立石英雄氏の任期は平成二十二年十月一日から平成二十五年九月三十日までとなります。よろしく御審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(横山弘藏) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いましたが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第六五号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六五号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第十五、議案第五五号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（中川一也） 議案第五五号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入では、普通交付税及び臨時財政対策債発行許可額の確定、歳出では八月人事異動に伴う人件費の補正、七月梅雨前線豪雨による町道の災害復旧工事が主なものでございます。

第一条は、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ二千七十万円を追加し、予算総額を二十四億五千四百七十万円とするものです。

第二条は、地方債の変更で臨時財政対策債の借入額を四千三百二十二万二千円減額し、一億二千二百七十七万八千円とするものです。

それでは歳入歳出事項別明細書により、九ページから概要をご説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税、一目・個人を百八十六万四千円減額し、補正後の額を五千五百六万三千円としております。二項、一目・固定資産税は滞納繰越分の計上が主なもので、三百五十四万二千円を増額し、補正後の固定資産税

を六千九百三十七万五千円としております。同じく三項、一目・軽自動車税を一万八千円増額、補正後の額を六百九十万三千円としております。

八款、一項、一目・地方特例交付金を五百五十万三千円補正し、補正後の額を八百万三千円としております。

九款、一項、一目・地方交付税は、普通交付税の額の確定によるもので四千八百八十五万一千円を増額補正し、補正後の額を十五億九千八百八十五万一千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・民生費国庫負担金を七万八千円増額、四目・災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費負担金で三百二十万円補正、補正後の国庫負担金を六千三百五十一万一千円としております。二項・国庫補助金、三目・農林水産業費国庫補助金、一節・農業費補助金百三十一万四千円の減額は、県補助金への組替えで、六目・教育費国庫補助金は文化的景観調査保存事業にかかる追加交付分三十万円の計上、補正後の国庫補助金を三千百五十七万八千円としております。三項・委託金は、子ども手当事務取扱交付金四十三万二千円を計上、補正後の額を三百四十九万八千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金を三万九千円補正し、補正後の額を五千五十三万円としております。二項・県補助金は、二目・民生費県補助金で子育て支援等九十四万七千円を計上、四目・農林水産業費県補助金は、農地制度実施円滑化事業費補助金の国費からの組替と追加交付分等百七十七万九千円を計上、七目・消防費県補助金五十六万七千円、八目・教育費県補助金十二万円の計上、補正後の県補助金を一億三千七百二十七万八千円としております。三項・委託金、一目・総務費委託金を二十六万九千円補正し、補正後の額を一千八百五十九万九千円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入を十万円補正し、補正後の額を六百六十二万六千円としております。

十七款・繰入金、二項・特別会計繰入金を八万三千円補正し、補正後の額を一千七百二十三万六千円としております。

十九款・諸収入、四項、五目、四節・雑入を百二十七万二千円増額し、補正後の雑入の額を四千六十三万一千円としております。

二十款・町債は、臨時財政対策債の発行許可額の決定により四千三百二十二万二千円を減額し、補正後の町債の額を一億六千四十七万八千円としております。

歳出について申し上げます。

一款・議会費は、異動に伴う人件費の補正で各節のとおり二百万二千円を減額し、補正後の議会費の総額を五千二百五十八万二千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二百三十七万九千円の減額は、人件費に係る補正でございます。三目・財政管理費六万円の補正、五目・財産管理費に学校建設基金積立金一千五百六十九万一千円の計上、六目・企画費に三万円を計上、補正後の一項・総務管理費を五億二百二十六万九千円としております。二項・徴税費九十四万円を減額し、補正後の徴税費を三千五百三十八万九千円としております。三項、一目・戸籍住民基本台帳費を百三十四万一千円補正し、一千六百一十一万一千円としております。五項・統計調査費十九万五千円を補正し、補正後の額を三百五十四万一千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費で人件費等四百八十三万三千円補正、四目・障がい者福祉費、五千円を補正して、補正後の社会福祉費を二億九千八百二十二万二千円としております。二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費百六十一万二千円の補正は、子育て支援補助事業九十四万七千円、出生祝金六十万円が主なもので、三目・児童福祉施設費は、笛吹保育所の調理員雇用にかかる賃金・委託料百二十七万二千円を計上、補正後の児童福祉費を五千九百九十九万九千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費四百十六万八千円の減額は、各節のとおり人件費の減額と、十九節・保健師奨学補助金八十万円の計上が主なもので、補正後の額を九千八百九十四万九千円としております。二項・清掃費は、人件費で八十六万六千円を減額し、補正後の清掃費を八千四百五十八万五千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費は、農地制度実施円滑化補助事業分他五十万七千円を計上、二目・農業総務費は、異動に伴う人件費三百四万二千円の減額補正、三目・農業振興費は、賃金・委託料の節間組替で、一項・農業費の総額を一億六千八百八十五万一千円としております。二項・林業費、一目・林業振興費は、イノシシ捕獲経費二十九万八千円を計上、補正後の林業費を二千四百四十八万四千円としております。三項・水産業費、一目・水産業総務費は、人件費八十四万三千円の減額、四目・漁港管理費四万五千円の計上、五目・漁港建設費一万六千円の計上、三項・水産業費の総額を一億三千五百二十九万四千円としております。

六款、一項・商工費、一目・商工総務費、人件費十一万六千円の減額、三目・観光費に、修繕料四十一万六千円を計上、

補正後の商工費の総額を一億三千五百一十一万五千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費百二十七万四千円の計上は、人件費の補正と下水道事業特別会計繰出金の七十九万二千円が主なもので、補正後の土木管理費の額を一億百五十五万九千円としております。道路橋梁費は修繕料六十万円を計上、補正後の額を一千百三十八万六千円としております。

八款、一項・消防費は、消防団員確保対策推進補助事業分五十六万八千円を計上し、補正後の消防費を九千八百二十九万九千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、一目・教育委員会費一万七千円を計上、二目・事務局費に人件費八十一万七千円計上し、補正後の教育総務費の額を三千四百七十七万六千円としております。四項・小値賀中学校費は、来年度から始まる学校建設に伴う小学校児童受入のための修繕料百六十四万円の計上が主なもので、百六十五万二千円を補正し、補正後の小値賀中学校費を一千八百四十一万九千円としております。七項・社会教育費、一目・社会教育総務費に人件費等百一万六千円計上、二目・公民館費四万円計上、七目・世界文化遺産登録推進事業費は、補助金の追加交付による財源組替えと歳出の節間組替えで、補正後の社会教育費の総額を七千六百六十二万一千円としております。八項・保健体育費は、町民体育館雨漏り修繕料七十五万一千円を計上し、補正後の額を二千三百三十七万一千円としております。

十款・災害復旧費、二項・公共土木施設災害復旧費は、七月の梅雨前線豪雨災害にかかる大浦地区の町道の復旧事業費四百万円の計上でございます。

十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金、一目・渡船事業特別会計繰出金を二百万円減額し、補正後の特別会計繰出金を一千百五十万円としております。

以上、補正予算の概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町 税

松永議員

九番（松永勇治） 一項・町民税の一目・個人、二節・滞納繰越分、既定予算一千円を合わせまして二十七万七千円、二項、

一目・固定資産税、二節・滞納繰越分、既定予算一千円を合わせまして三百四十万円になります。両節とも二十一年度決算歳入未済額が増加、特に固定資産税については、納税者が町外に転出してきていることもありまして徴収に大変ご苦労があるうかと思えますけれども、滞納者に対する法的事務手続きは執っているのかとこれからの徴収対策について伺いいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

固定資産税の滞納が非常に伸びているのが、私としても非常に問題であるというふうには認識しております。担当とも協議をしているところでございます。

財産調査をかけたなり、若しくは賃金等を差し押さえたり、家賃を差し押さえたりして、幾らかずつ納入していただいておりますけれども、大口の方がですね、この滞納額の半分を一名の方で占めているという現状が一つございますことと、中々行方が分からない方もいらつしやるものですから、滞納処分執行停止等も新上五島町なんかとちよつと情報を共有いたしました。これからは進めていこうかということと色々検討をしているところでございます。出来るだけこの滞納が無くなるように、これから力を入れていきたいと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

松永議員

九番（松永勇治） 欠損処分ということを言われましたかね。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） 欠損処分については、まだそこまで触れておりません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・地方特例交付金

松永議員

九番（松永勇治） 地方特例交付金は、定例減税で生ずる地方税の減収の一部を補填するために創設されたと聞いておりますけれども、今回五百五十万増額してですね、八百万三千円に、前年度三百二万八千幾らと大幅な増額ですが、その増額の

根拠をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

主に二つありまして、エコカー減税等による自動車取得税交付金の減額分を補填するものということと、後は、前回もあつたんですけれども、子ども手当創設に伴い地方自治体の負担分に相当する分を補填するという項目でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・地方交付税

松永議員

九番（松永勇治） 今年度、普通交付税実績額が七月二十三日に決定いたしましたして、新聞で報道されましたことによりまして、市町村分が一〇・三%増で、本町の実績額、交付決定額は十七億二千百六十二万九千円、前年度比〇・九%増となっております。今回補正されて臨時財政対策債、普通交付税を補正されておりますけれども、この額が小値賀町の実績額で全額計上ということですか。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） おっしゃるとおり、全額計上でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・国庫支出金

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 教育費の国庫補助金なんですけれども、文化的景観についてお尋ねします。

文化庁が先日、視察に来たと思うんですけども、今、町長の行政報告にありますように、非常に平戸に次いで文化的景観が認められそうだというのですが、この前来た文化庁の人はどういう感想を持ったか分かりますか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

九月九日に文化庁の調査官、そして文化審議会の委員さんが見えられました。それで、野崎島、そして小値賀町内を見て

回りました。そういう中で、各施設についてどうのこうのという指摘はありませんでしたけど、今後申し出をする所を「こういうふうな所もいんじゃないか。」と、「これ文化的景観としていいんじゃないか。」というふうな評価を頂いております。多分、担当が平戸まで行って交流会に参加しております。その中でも、悪いとかどうのというふうな指摘は何も無いという事で、「多分大丈夫だろう。」と「申し出は通るだろう。」ということ、報告を受けております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十四款・県支出金

松永議員

九番（松永勇治） 二項・県補助金、二目・民生費県補助金、二節・児童福祉費補助金、ここに新しく放課後四十五万、市町地域二十九万七千円、地域子育て二十万と、これ新たに今回計上されておりまして、この合わせました九十四万七千円を、歳出十六頁、二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費に充当してありますが、内容を説明して下さい。新しく出たもんですからね。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この事業につきましては、『長崎県安心子ども基金事業』の一環としまして、放課後児童クラブそういった形の活動をしている事業に対する補助金ということで、今回ですね、新たに該当する事業がありましたので、補正をさせていただいております。最初の放課後児童クラブ等安全安心拠点化促進事業補助金につきましては、保育所・幼稚園にですね、自動除細動装置AEDの設置、そういうものを計画しております。

それから次の市町地域子育て創生事業につきましては、ベビーベッドをターミナルに設置しようというふうに考えております。

それから次の地域子育て創生事業につきましては、外国人のお母さん達もおりますので、そういったお母さん達に郷土料理を指導したりとか色んなことで、新しい事業に取り組みたいというふうな思っております、この事業につきましては、十分の十の事業というふうになっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第十五款・財産収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第十七款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第十九款・諸収入

松永議員

九番(松永勇治) 四項、五目、四節・雑入、農業共済組合嘱託獣医師費は二十一年度決算額は四百二十万円、月三十五万円になっておりますね。今回六十万円補正、四百八十万円、月四十万円になると思いますけれども、増額した理由。それとですね、国際交流支援事業補助金六十五万三千円は、歳出二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費に充当してあるようですが、使途の内容をお願いいたします。

議長(横山弘藏) 産業振興課専門幹
産業振興課専門幹(蛭子晴市) お答えいたします。

農業共済組合嘱託獣医師費ですけれども、議員さんが言われたとおり月額が三十五万円から四十万円になるものです。これは、牛の頭数及び獣医師の活動により共済組合の方から出る獣医師費ということで、当初分からなかったんですけど、当初予算の時にはですね。四十万になるということで内示がありましたので、今回補正を上げております。

議長(横山弘藏) 総務課長

総務課長(西村久之) お答えします。

国際交流支援事業補助金につきましては、海底遺跡という関係の繋がりを持つイタリアのパンテレリアですね。あそこの人の今後あらゆる分野での交流を図るという目的で、この前、町長と議長が訪問しましたけれども、その旅費の五分の四の補助金でございます。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番(松永勇治) さっき蛭子専門幹から答弁を受けました農業共済組合嘱託獣医師費の五万円引き上げは、向こうから活動、色々と負担がかかっているだろうという獣医師のあれをとって、向こうから上げて下さいということで、すると雑入かなん

か出てくるということですね。ああそうか、ごめん。増えとるわけですね。分かりました。どうも。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二十条・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・議 会 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・総 務 費

五番（浦 英明） 五目の財産管理費、この中で積立金、百年計画学校建設基金が一千五百六十九万一千円出ておりますが

ど、この分は二十一年度残高に当初予算と今回の三号補正を積み上げた分は、二億一千七百二十万九千円になると思いますが、確認のためにこれをお尋ねします。

それと今回増額の理由、これも合わせてお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

総額は、今議員がおっしゃったとおりでございます。ここに積み足した理由でございますが、プロポーザル方式でやるということ、今、準備を進めているところでございますが、この事業費についてまだ曖昧な部分があるものから、出来るだけ一般財源を使わないで済むように、基金に積んでおこうということ、今のところ基金に積んでおる状況でございます。ただ、過疎債の方もかなり手厚く耐震のための建替えということであれば、過疎債の方もかなり手厚く充当されるという話、市町振興課の方から頂いておりますので、場合によっては有利な過疎債を利用することになるかと思っております。今のところ学校建設が一番大きな事業だものですから、そこにちよつと手厚く基金を積んでいるという状況でございます。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 今後、また積み増しする計画はありますか。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） もう間もなくそういったところでは事業費等が固まってまいりますので、もう恐らくこれ以上、積み増しは済むのではないかと考えております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 前の時に財政課長が「一億五千万ぐらい組んでおけば大丈夫だろうか。」と「安全面であと五千万積み増して二億したから、これでいいのではないか。」というふうな話を聞いておりましたけども、ここに来てまた積み増しているということは、事業費が分らない中、或いは分かっているのか、積み増ししてこういうふうな数字が計上されたのかなというふうに考えたものですから、そこら辺についてもう一度、答弁をお願いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） 確かに二億というのが一つの目安でございまして、「二億積みばいいだろう。」という話は前にもございましたけれども、先程も言いましたように、まだ事業費がちょっと今、非常に微妙な状況だったものですから、財政サイドとしては今回の補正で交付税が固まった関係もありまして、基金に積むのであれば財政調整基金か学校建設かいずれかというふうに考えたものですから、学校建設に積んだわけでございます。この金額が大きいから事業費が膨らんだという確たるものはございません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山 議員

二番（加山雅徳） 二項・徴税費、一目・税務総務費の中の十三節ですね、標準宅地時点修正鑑定評価、この内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） 宅地の評価の見直しというのは、基本的には三年に一度というふうになっておりますけれども、土地家屋の下落が、毎年今の状態が続いておりますので、県内全域でも毎年その鑑定評価を鑑定士協会の方にお願います。作業が生じております。本来は一ポイントの鑑定を当初予算で予定していたんですけれども、十四ポイント全部を行なうということ、今回増額補正させていただきました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 五項の統計調査費の二目・国土調査費の需用費で修繕料十九万五千円ですね、計上されておりますけども、国土調査も終わってるけども、この国土調査の修繕料というとはどういうふうなものですかね。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

おっしゃるように国土調査自体はもう終わっておりますから、この国土調査費自体を今後は総務費か税務の方に、徴税費の中に入れようかというふうに考えておりますけれども、今回の修繕料は大きな図面を作るインクジェットプリンターがかなり老朽化しておりますので、今回だけ修繕をして対応しようかということで、その修繕料を組んでおります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・民生費

松永議員

九番（松永勇治） 二項・児童福祉費、三目・児童福祉施設費ですね、これ賃金と委託料の組み換えだろうと思うんですけども、このところ一つ説明して下さい。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

以前、保育士が居たんですけども辞められましたので、代わりに委託職員ということで、給食の方を担当していた方がそういう資格も持っておりますので、その方を新たに保育士として採用し、その代わりに調理員を新たに臨時として雇ったというふうなことで、こういうような入れ代わりがっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 先程、歳入のところでも答弁があつておりましたが、二項、一目、十八節・備品購入のところでもAEDというのがありますが、どこに設置する予定なのかというのを伺います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

AEDにつきましては、幼稚園・保育所にですね、設置をしたいというふうを考えております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） これの保育所・幼稚園の教諭とか保育士に対する、使用の研修会みたいなものは開く予定ですか。

議長（横山弘藏） 住民 課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

議員がおっしゃいますように、やはり簡単に利用できるものではありませんので、消防署そういった所に協力いただいて、使い方の講習は受けたいというふうを考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・衛生 費

松 永 議員

九番（松永勇治） 一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費、十九節・負担金、補助及び交付金、保健師奨学補助金八十万円が計上されておりますけども、この内容について説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民 課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

実はですね、東京の方なんですけども、この方が小値賀町の保健師奨学補助金を受けたいという方がおられました、年度途中ではあるんですけども、八月に申請がありましたので八月から三月分を毎月十万ということで計上させていただいております。出来れば、この方が来年四月以降、現在四年生なんですけども、来年四月以降ですね、小値賀の方に来ていただければというふうを考えております。

議長（横山弘藏） 松 永 議員

九番（松永勇治） ちゅうことは、「その奨学金を出すからその条件で小値賀に来て下さい。」ということでしょう。出来ればじゃなくて、支出するちゅうことは来てもらうということとで支出するわけでしょうから。

議長（横山弘藏） 住民 課長

住民課長（吉元勝信） 失礼しました。基本的には、奨学補助金の制度がそういうふうになっておりますので、そういうこ

とも本人に一応説明をしてですね、四月から小値賀の方に来ていただくような形をこちらのほうとしても考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業費

松永議員

九番（松永勇治） 一項、一目・農業委員会費の八節・報償費、ここに意向確認調査手当とこれは新しく計上されておりますけども、この内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司） お答えいたします。

昨年の十二月に農地法が改正されて、新たな農地制度の下で農業委員会の活動を行なってるわけですが、新しい改正農地法の制度の説明等について講師を招いて農業委員の皆さん方に勉強してもらおうと思っておりましたけれども、講師の都合が付かなくて代わりに県の農業会議の担当の方に来ていただいて説明をしていただいたということで、講師謝礼の減額を致しております。

それから、意向調査員手当てにつきましては、先程からの改正農地法によります遊休農地を含めた農地の流動化を推進するために、地主の方々或いは認定農業者、新規就農者の方々に農地の利用、貸し手、借り手の手です、意向調査をしようというところでその調査員手当てを計上いたしておりますが、これは改正農地法を円滑にするための農地制度実施円滑化事業の補助金を使っている事業でありまして、十分の十が補助金であります。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうするとですよ、調査員つちゅうのは、農業委員が行なうんですか。

議長（横山弘藏） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司） はい。農業委員に行なってもらうように予定しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

宮崎議員

一番（宮崎良保） 林業振興費の中で、イノシシの罠の設置事業がありますけども、この内容説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

十八節で備品購入費ということで二十万円上げております。これは、イノシシのくくり罠、ワイヤーのくくり罠ですね、それを二十セット考えております。それと、それを設置すれば当然、管理に見回りに回らなければなりませんので、賃金というところで九万八千円上げておりますけども、これは半日見回りの三日に一回ぐらいで月、半日の十日、それを一月から三月までの三ヶ月したいなということで予算を上げております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳）

先程、松永議員さんに対しての関連ですが、意向確認調査手当てですね。これについては県からの交付金が出ないんですか。調査する上においての交付金。その説明、出るか出ないか。私は出ると思うんですよ。

議長（横山弘藏）

農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司）

先程の耕作放棄地の交付金からじゃないかということだと思っておりますけど、交付金の中

のメニューの中には、こういう意向調査についての…。農業委員会が、例えば農地の地主と農地の貸し手、借りる人がいないかというふうな話をしたりということは出来ませうけども、この今回計上しているものにつきましては、農地の所有者に「貸す気はあるかないか。」、或いは新規就農者・認定農業者に「こういう農地がある場合には借る気持ちがあるか。」、そういったことをアンケートを意向調査をしたいというふうに考えておられます。交付金のメニューの方がはつきり定かじやありませんけど、そういうものにつきましては、「この農地実施制度円滑化事業の中でやりなさい。」と、「通常の農業委員会の活動の中での一環でやりなさい。」というふうなことになるというように考えております。

議長（横山弘藏）

加山議員

二番（加山雅徳）

この新しい改正された農地、改正農地法ですね、その中にも私も大抵調べる中ですね、載ってるんですよ。要するに、そういうふうな農業委員会等々、農業委員会です。そういうふうな調査・活動、要するに農地の耕作放棄地も含めてですね、これに載ってるんですが、私が調べたやつにはですね。だから、そういう交付金を使えばこの農業委員会の手当の二十万八千円っちゃうのは、私は十分の十と言われましたが、交付金で十分これは出ると私は思うんですが…。私の間違いかもしれませんが、そこら辺は確認をとっていただければと思います。

議長（横山弘藏）

農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司） 確認をしてから、後で報告したいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・商 工 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・土 木 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・消 防 費

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 消防費の需用費で消耗品となっておりすけども、これは歳入です。これは県補助金で、消防団確保対策推進事業補助金というようになってましたんで、私とすれば「もうちょっと別のやつに使うのかな。」と思っただすけども、この消耗品の内容を主なものでもいいですからお願いします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

これは今度新しく出てきまして、「消防団員の確保に努め、地域住民の消防団活動への理解を図り、地域防災力の向上を図る。」という目的で十分の十の補助でございます。今度の消耗品につきましては、防災シャツ、各消防分団員に一枚ずつ配りますけども、それと消防団加入の推進ですね、この幟を買う予定にしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 総務課長の答弁ですけども、消防団員加入の旗とかパンフレットみたいなもので消防団員が確保出来るんでしょか。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） これはですね、長崎県下全部でそういうふうな補助金をそれぞれ各町村に割り当ててるわけですけども、うちとしてはですね、そのパイが決まっておりますので、これから先、退団する方もおろうかと思えますけども、その辺につきましましては、新しく出て来る、入って来る方とかですね、そういうふうな方に推進をしていきたいというふうに思

っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 本町ばかりではなくて消防団員が高齢化して、どこの分団でもやっばり非常に段々、事件・火災は増えていくし、消防団員は不足していくということ、これはちよつと総務課長に言うわけではございませんけど、ただそういうふうなことをしているんだという国とか県とかのただあれで、幟を立てたり消耗品のようなもので消防団員の確保はちよつと無理だと思ふんですよね。それで、あなたに言うわけではありませんけど、どうもこれはちよつとですね、消耗品では消防団員の確保が出来んと思ひます。以上です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・教育費

岩坪議員

六番（岩坪義光） 四項の一目・学校管理費の需用費の中で、先程、小学生の受け入れに対してこの修繕料が…。この内容をもう少し詳しく説明をお願いします。

それと、八項の一目・保健体育総務費、これの需用費の中で七十五万一千円修繕料が出ておりますが、これは総合体育館の雨漏りとか何とかの説明がありましたけども、総合体育館の雨漏りはよくちよくちよく修理をしているようですが、この七十五万一千円上がっておりますけども、どういふふうな工事をするんでしょうか。これの説明もお願いします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

学校建設に伴う中学校の補修というふうな説明がありましたけども、今回ですね、実際、今プロポーザルの審査委員会の中で、校舎の設計の業者を選定しております。その中で業者が決まることで、小学校を解体してその場所に造った方がいいのか、それとも別の場所に造った方がいいのかということが自ずと出てきます。そうした時に、小学校を解体して造るということになりますと、小学校を中学校の空き教室に移そうというふうな計画があります。そして、小学校の解体についてもですね、二十三年の七月頃にはスケジューリング的ですね、上がっております。そういうふうな段階で、校舎の中を早いうちに改築、改築というか、大工さんの手を入れてですね、小学生が入りやすい環境に整える必要があるかと思ひます。それで、

引越しを四月以前には、もう完全に引越しをしなければいけないと思っておりますので、十二月頃から中学校の整理、小学校の整理が始まるかと思えます。それで、内容的にはですね、職員室の間仕切り、校長室の間仕切り、そして床・廊下が床が痛んでおりますので、その一部の補修、そして整理棚が傷んでおります。その所の子どもの達の整理棚を作ると。そして、職員室が小学校の先生方が大島も含めて入りますので、狭うなるということで、印刷所をですね、印刷する所をちよつと軒下に出そうかというふうな計画を立てております。

続きまして、体育館の雨漏りが常にして修理をしているということで、実際、体育館の雨漏りはですね、今どうにか止まった状態でございます。ところが数年後にはまた同じように雨漏りが発生するだろうという恐れがあります。それで、屋根の上の水が溜まるような形に出来ておりますので、その雨水が溜まる所を溜まらないような方法で施工したら水漏れが無くなるということが考えられますので、その雨漏れの元になる水溜りを無くそうということで、中にモルタルをして上に防水の膜を貼ろうというふうな計画でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） さつき岩坪議員さんからの質問の二十頁のですね、学校管理費の需用費ですね、十一節・需用費。これは今現在ですね、五十三万九千円ございまして、既定予算が。それに今回百六十四万円を加えまして二百七十九千円になるわけですね。これと合わせたものであるのか、他にまた修繕費があったのか分かりませんが、学校建設は何年度からその小中学校の児童生徒が入るようになるのか、そうした場合に耐震とか色々危ないということであれば別ですけど、今現在事業をしているわけですね。それを一年か幾らかの間に、色々あるでしょうけども、こうしてその修繕をしますよ、そしてもう後は学校建設、後に入るということになりますとですね、なんかこうちよつと一年のことで、経費が二百十七万、児童生徒に対するあれですから色々は申しませんが、やっぱり計画的にいつ学校が建つてどういうふうになるって、今現在こういうふうな修理をしなければならぬというふうな事実になっておるわけですか。内容は。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

実際、今プロポーザルによる業者の設計の段階です。それで業者が決まることで小学校の校舎を解体して今の所に校舎を建てた方がいいのか、別の所に建てた方がいいのかというふうなことまで論議します。そしてその中で小学校の方に、小学校

を解体して新たな校舎を、合同の校舎を建てた方がいいということになったら、中学校の校舎をですね、小学生が入りやすい環境に整備する必要があると思います。それで、一応、中学校……。一応ですね、校舎が基本設計が出来るのがですね、大体二十三年の五月から六月というふうになっております。そして、実施設計的に、八月から九月が実施設計が完了するというふうな流れになっておりますので、実施設計ですぐ発注して校舎を建築するということになった時に、小学校の校舎がそのまま残ってたら工期が遅れます。それなるべく早く校舎に着手するために、小学校の校舎を早く解体する必要があるかと思えます。だから、そういう意味で小学校を解体するということを前提にして、早めに小学校を中学校に移しておくというふうなために、今回補修を上げております。百六十四万円はですね、この改修分の純然たる事業費でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 今の説明のプログラムから見ると、そうすると二十三年度の実設計までやると、建設するのは恐らく二十四年度になるんじゃないかと思いますが、その間、小学校を中学校に移して小学校の跡に学校を造るためにそうするんだと。そうした場合に入れる間の補修をしなければならぬというんですが、今、小中学校がですね、まだ何も今そのままであれば、何も補修しなくてもそのまま使えとるわけですよ。これが何十年も先でその学校を建てるということであれば分かります。それで、危険性があるとか色々のあれがあるとすれば、そこまでは申し上げませんが、そう急いでして小学生を中学校に入れなければならぬのかということ。私が聞きたいのは。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 今回改修をする目的は、小学生が入りやすい環境にということ、体躯が小学校一年から六年生までといえ、体の体躯の違いがあります。それで、子供達が入るのに適度な環境にする必要があるかと思えますし、中学校の教室は今使っていない所があるもので、傷みが目立っております。そういう所で、小学生が入るのにいい環境を整えてやろうと、そして早く校舎を造って新しい校舎で勉学に励んでもらおうということ、早め早めに動くために計上しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 分かりました。小学生が入りやすいようにやるんだと、補修するんだということ。その点は分かりましたけど、実施設計が二十三年の八月から九月に実施設計を行なうということ、私は「二十二年度の建設の計画だな。」と

お尋ねしたら次長は首を振りましたけども、何年度に計画をしているんですか。もう三年経ってますよ、計画から。色々論議されてから。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

校舎のプロポーザルによる実施設計が九月に完了いたします。二十三年の九月にですね。そうすると、もう発注が可能な状態になりますので、業者選定から発注をかけてした時に二十三年度中の着手が可能ではないかと、そういう思いで…。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） これがですね、単独事業であればいいんですよ。大体、年度の当初には前年度に色々な申請をして、大体認定されたら県の教育委員会から、それで増改築が行なわれるわけです。新築ですね。そうした場合に結局補助の申請をしてですね、つちゆうのはその八月に実施設計を「年度中に着工出来ます。」ということ、国の補助も何も決まっていない、財源的には何も整っていないのに発注は出来ないでしょ。予算も組んでちゃんと認定を受けて、それに国庫補助金などのくらい付くんだと、それが付かん…。大体八月・九月の着工つちゆうことは、学校建設の場合は今までは無いと思います。そういう点について、「二十三年度中に出来ます。」ということですが、出来ますか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 基本設計の段階で、概略的な工費が算出が出来ると思っております。その概略的な数値を基に国庫補助の申請を上げる計画であります。それが四月の申し出という形になりますので、二十三年の四月ですね。そうすること、解体も含めて補助の対象になりますので、そういうふうな着手を計画しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 分かりにくいんですけどね。二十三年の四月に既に国への申請をするわけですね。そして、二十三年の四月以降に着工すると、色々な実施設計とか何とか…。実施設計が終わらんと…。来年の四月には国庫申請をして、そして二十三年度中には着工出来るということですか。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） ただいまの件についてでございますが、だいぶ前からこの問題というのは出て来ているのに、何でそん

なに遅くなっているかということだ。いぶお叱りがあったようでごさいますけど、より良い物に造ってほしいと、やっぱり五十年、百年使っていく物に造ってほしいという、そういう考え方がたくさん集まって来て、本来プロポーザルにする時間がかかるということがありますが、あえてプロポーザルをしようというふうに決断をしたことによって、ずうーっと遅れ遅れになったという状況が今の状況だろうというふうに思います。

そこですね、建て替えるとなると、小学校を潰して中学校に建てるということであれば、中学校に小学生を持つていくということだから、そういうふうにしたいんだということですが、あそこを潰すかどうかはまだ分かっていないという段階ですよ。今、ほぼ九分九厘そうだと思いますが、プロポーザルの状況によってはですね、もっといい方法が出て来るかもしれない。であれば、別の所に建てるという可能性だってあるとすればですね、その状況を見てからその修理はするかしないかと決断した方が理屈は通るんじゃないかと思うんですがね。それでは遅いという判断ですか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 議員のおっしゃるとおり、まだどこに建てるかというのが分かかっておりません。それで、私達もこれをどうするかというふうに検討いたしました。ただ、引越しをするということが長期間を要するというところで、十二月冬休みにある程度の引越しというか、その整理をするために中学校の方を整備しておく必要があるんじゃないだろうか。そうすることで、先生方がこの空いた時間に中学校の方を、小学校を迎えるための準備が出来るんじゃないかという思いで、今回の九月補正に計上したわけです。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 確実にあそこを潰してそこに建てるんだということが決まっておれば、その理屈は当然で、「どうぞおやり下さい。」ということになるんですね。しかし、それも少し白紙に戻した状態でプロポーザルにかけようということになったわけですよ。ね、流れるには。そうすると、あそこが潰さないかもしれないとすると、別の所に建てるというたら修繕必要ないでしょ。で、その可能性があるんなら、それをはっきりさせてからの方がいいんじゃないかって私は言ってるんですが、それはどうなの。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 立石議員のおっしゃるとおり、「はっきり明確になつてから予算計上をしない。」というのが筋

だと思っております。それで、現場と話をした時に四月一日から小学校が中学校に入るということだったら、もう、前もって準備をする必要があると。七月の夏休みぐらいだったらいいと思えますけど、なかなか七月までという、七月の移動ということはちよつと校舎の解体のことをスケジューリング的に考えた場合、ちよつと無理があるだろうということやむを得ずというか、今回の補正という形で計上したわけです。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 私は「無駄になるでしょ。」って言うてるんですよ。無駄にしないということは、もうそこに、「あそこを潰してあそこに建てるんだと確定しなければ無駄になる可能性があるでしょ。」って言うてるんですよ。あなたは、「無駄になってもいいからそれをやるんだ。」と言ってる。今の言い方はね。「四月から移転できるように、そうなった場合において準備をしておきます。」と。「いやいや、そういうふうになりませんでした。」と、「別の所に建てるようになりませんでしたから、ぎりぎりまで皆、今の校舎で授業が出来ます。」というふうになった時には、「中学校の修繕工事を先にしてたらその分だけ無駄でしょ。」という話をしているんですよ。それはどう考えるか伺っておきます。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えします。

工事につきましては、プロポーザルで業者選定をする中で、ある程度、校舎の場所が選定されます。それが決まりましたら着手すると。そして、それでもし中学校の改築が無いということになった場合に、改修がですね、必要ないということになったら、十二月の補正、三月の補正で減額補正を許してもらえばと思います。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） そういう予算の組み方は、酷い組み方ですよ。そういうことがもし前提とあるならば許されないことです。執行する側から見れば、「そういうふうになさせてもらえば有難いです。」というような、分からないことでもないけど、そういうのは予算じゃありませんよ。それから、修繕する期間ね、期間が何ヶ月もかかりますか。仮に十二月の定例会で間に合わないって話なら、臨時会だつてあるじゃありませんか。それがはつきりしてるんなら、「どうせやるんですから今認めて下さい。」っていうならOKですよ。しかし、これが無駄になるかもしれないなら、それは確定してからがいいじゃないですか。臨時会でも開くべきですよ、と私は思います。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

| | | | | | |
|---|----|----|----|------|---|
| — | 休憩 | 午後 | 二時 | 四十七分 | — |
| — | 再開 | 午後 | 二時 | 五十八分 | — |

教育次長

議長（横山弘藏） 再開します。
教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

合同の校舎の建設の場所をですね、小学校の敷地跡地に建てるというのがですね、九九・九%、ほぼ間違いないというところで予算を計上しております。このことはですね、校舎建設検討、また建設委員会等ですね、諮りながら進めていきたいと思えます。

立石議員

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。
八番（立石隆教） 七項の社会教育費の中の七目・世界文化遺産登録推進事業の中で、十一節ですけども、印刷製本費が出ておりますが、どういふものを予定してますか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

この文化的景観の調査の報告書、それと申出書にかかる資料の印刷が多額を要しましたので、その部分に充てます。
議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 七項の社会教育費の中で、一目、八節・報償費、これで金額は少ないんですが、成人式の記念のための当初予算が十五万程上がっております。これは、記念品とか記念写真、又はアトラクションの謝礼も含まれておりますけども、今回のこの報償費の五万四千円の内容をお願いします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、これは成人式の記念品でございまして、本来なら一人千円の四十五名分という形でしていただけど、今回は記念品をですね、「お魚ブック」というふうな本を記念品として贈呈しようというふうな思いがありまして、一人当たり二千二百円かけ四十五名分ということで、計上しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・災害復旧費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 歳入の方で、八款・地方特例交付金の中でですね、これは松永議員が先程、歳入の方で質問しましたけれども、今回の五百五十万三千円の、これは減収補填と児童手当のそれぞれ金額は分かりますか。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） 手元に今、資料がございませんので、後程お答えさせていただきますと思います。

議長（横山弘藏） ほかに全般について、ご質疑はありませんか。 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司） 先程、加山議員の質問に対して保留していることがありましたので、説明いたします。

農業委員会費の中の意向調査確認手当につきましては、耕作放棄地緊急交付金関連でも、事業があるんじゃないかということでしたが、耕作放棄地の緊急対策関係につきましては、補助金の流れとしまして、国から県の担い手支援協議会に入りまして、それから市町村の協議会に入って、それから農業委員会に交付されるというふうな流れになっておりまして、今回補正予算に計上しております。調査員手当につきましては、一連の農業委員会の活動に対する支援ということ、『農地制度実施円滑化事業』ということ、一〇〇%が国の補助金であります。それで、他にも事業がありますので、一連の中のひとつというふうなことで、今回計上させていただいております。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） 先程、答弁漏れがございました件について、お答えいたします。

減収補填分がですね、当初予算に比しまして三十万六千円の増額。児童手当及び子ども手当特例交付金分が、五百十九万七千円の増額でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 九頁、地方交付税ですね、九款の地方交付税の。これは、先程、普通交付税実績額について求めましたが、昨年がですね、普通交付税が十五億九千四百二十二万三千円、本年度は十五億九千八百八十五万一千円で、四百六十二万八千円増額しておるわけですね。そして、臨時財政対策債が昨年度が一億一千二百二十八万六千円で、今年は一億二千二百七十七万八千円、そうすると一千四百九十九万二千円増額、どっちも増額しておるわけです。この増額はですね、去年の普通交付税と臨時財政対策債と合わせれば、十七億五百五十万九千円と今年これを二つ合わせますと、十七億二千六百六十二万九千円になって、一千六百六十二万円の増となるわけですけど、これは交付税の不足額を補填すると、臨時財政対策債ですね、そういうことしか私は知りませんけれども、この特別交付税は除いた普通交付税と臨時財政対策債を合わせたものが、小値賀町なら小値賀町の財政事情に対する交付金だということになるとですね、これはこの実質額が決められてから、こういうふうな臨時財政対策債が算出されるのかどうか。ちよつと毎年合わせたもので、同じであれば分かるわけですけど、一年一年違うものだからね。去年は逆に交付税は減つとるわけでもんね。臨時財政対策債が増えてカバーしとるわけですよ。いくら増えとるわけです。そういうことがあるもんですから、この点についてちよつとお尋ねをいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたものが不足額ということで、普通交付税に通常織り込まれるわけですけども、やっぱり普通交付税の額が少ない、全体の配る分が全体に行渡らない部分を、臨時財政対策債という形で各自治体が借りることになっております。その部分については、後年度に交付税で国が一〇〇%面倒を見るということで一応なっておりますので、その部分と合わせた部分が本来の地方交付税ということになるかと思いますが、その臨時財政対策債の方はですね、一応、地方財政計画等で全体の交付税の内のいくらかが臨時財政対策債になるというような国の地方財政計画が発表されます。当初予算を組んだ時には、前年度で五割増しということで、臨時財政対策債を当初予算に一億六千万程度計上しとったわけですけども、七月に算定が終わりまして最終的に「臨時財政対策債の許可額がいくらで、現生で交付する分がいくらです。」ということが決まりますので、その部分がこの九月の議会で補正計上という形になるわけでございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 内容はよく分かりました。そうするとですよ、今まで交付税を算定した場合には小値賀町としては本当の収入額を引いた分の交付税額は十七億二千六百六十二万九千円になるけれども、「国の地方交付税の枠がそれだけ各都道府県に市町村に配った場合に足りないから、それで臨時財政対策債で補いましょう。」ということでありまして、「本来なら普通交付税は十七億二千六百六十二万九千円で、その中の一億二千二百七十七万八千円は対策債を発行して下さい。」ということですか。逆に申し上げますと。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） おっしゃるとおりでございます。

議長（横山弘藏） ほかに全般について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五五号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）を採決します。
この表決は、起立によって行います。

議案第五五号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第五五号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、九月十五日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 三時 十一分 散会 ―